

明治大学国際学会・シンポジウム
『日独労働法シンポジウム』

報告書

開催日時：2012年9月3日、4日
場所：明治大学・駿河台キャンパス
リバティタワー1074教室

日独労働法協会
明治大学法学部

日独労働法シンポジウム報告書

9月3日と4日、明治大学リバティタワー1074号教室にて、日独労働法国際シンポジウムが開催された。統一テーマは「日本とドイツにおける市民法と労働法」。「市民法と労働法」というテーマは、これまで日独両国において繰り返し論じられてきた古典的テーマであり、いわば労働法とその学のレゾンデートルを問う「原問題」である。今回、このテーマを設定したのは、グローバル化というメガトレンド、経済産業構造の変化に直面し、労働法学が、20世紀初頭におけるその確立以来の原理的な再検討を迫られている、との問題意識に基づく。

冒頭、ドイツ大使館のシュテファン・ヘルツベルグ公使、明治大学法学部の南保勝美学部長による来賓挨拶、そして独日労働法協会会長のハインリヒ・メンクハウス明治大学教授、独日労働法協会会長の和田肇名古屋大学教授からの挨拶があり、二日間のシンポジウム及びそれに続くアフタープログラムの幕が切って落とされた。

全体は四つのセッションからなり、総論・歴史的検討を行う第一セッションでは、日本側からは、西谷敏教授（大阪市立大学）、ドイツ側からはマンフレート・レービッシュ教授（フライブルグ大学）が報告、個別的労働関係法分野についての第二セッションは、野川忍教授（明治大学）とライムント・ヴァルターマン教授（ボン大学）、集団的労働関係法についての第三セッションは、和田肇教授（名古屋大学）とロルフ・ヴァンク教授（ポッフム大学）、第四セッションは法実務・法実践の観点から、宮里邦雄弁護士（日本労働弁護団会長）とハンス・ヨーゼフ・デュヴェル教授（元ドイツ連邦労働裁判所判事）が、それぞれ報告を行い、最後に8名全員によるパネルディスカッションが行われた。労働法学の歴史的生成に関する日本とドイツの比較検討、労働契約法と民法典の関係、私的自治と協約自治、企業別と産業別の労働組合が労働法理に及ぼす影響、非典型労働関係、労働法の紛争解決システムにおける法実務家の役割など、日本とドイツに共通する労働法学上の今日的テーマについて、統一テーマである「市民法と労働法」の観点から二日間にわたって縦横に論じられた。ひじょうに難しいテーマであり、果たしてシンポジウムとして成立するだろうかとの危惧が、当初、主催者側にはあったが、日独を代表する労働法学者・法実務家の力量もあって、いずれも充実した報告と質疑応答、議論が行われ、たいへん実りの多いシンポジウムとなった。21世紀の労働法と労働法学の課題を正面から問い、今後の展望が語り合われた本シンポジウムは、ワイマール以来ドイツ労働法学から圧倒的ともいえる影響を受けてきた日本の労働法学にとっても歴史的に意義深いものであったと思われる。今

回のシンポの成果は、日本とドイツ双方において公刊を予定している。

二日間のシンポジウムが終了後、アフタープログラムが実施され、ドイツ側一行は、最高裁、参議院、中央労働委員会を訪問した。対応いただいた最高裁事務局の園田良太郎氏、中労委会長の菅野和夫教授には心からお礼申し上げたい。

今回の一連の行事を陰で支えてくださった、桑折千恵子氏ほか2名の同時通訳者、独日労働法協会事務局長のルディガー・ヘンニグ氏、日独労働法協会事務局の橋本陽子教授（学習院大学）、高橋賢司教授（立正大学）、原俊之講師（国士舘大学）、榊原嘉明講師（専修大学）の各氏、さらに中央大学、明治大学の院生・学生諸君、財政的支援をいただいた日本労働組合総連合会、明治大学国際連携本部に対しても、この場を借りて感謝の意を表したい。

（日独労働法協会事務局長 米津孝司）

